

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本子どもの本研究会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都練馬区に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、児童図書の研究を行い、その普及と向上をはかることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- ① 読書活動の推進とそれに関わる研究
- ② 機関誌及び研究出版物の発行
- ③ 講演会、講習会の企画、立案及び運営
- ④ 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する一切の事業

(機 関)

第 4 条 当法人は、社員総会及び理事のほか次の機関を置く。

- ①理事会
- ②監事

(公告の方法)

第 5 条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

(基金の募集)

第 6 条 当法人は、基金を引受ける者を募集することができる。

- 2 基金の募集・割当て・払込みにかかる手続きについては、理事会の決議による。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 7 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第 8 条 基金の拠出者は、基金の返還を請求しようとする場合には、定時社員総

会の3ヶ月前までに請求しなければならない。

- 2 前項の請求がなされた場合には、定時社員総会において、基金の返還の決議を経た後、会長が決定したところに従って返還する。
- 3 前項に定める基金の返還は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という）第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

## 第2章 社員

（社員の資格及び入社）

- 第9条 社員の資格者は、当法人定款第3条に定める目的に賛同し、理事会の承認を得た者とする。
- 2 社員となる者は、当法人所定の様式による入社届を提出しなければならない。

（経費の負担等）

- 第10条 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払うものとする。
- 2 当法人は別に「学生社員」をおくことができる。理事会において学生社員と認められたものは、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払うものとする。本定款中、「社員」とあるものについては、全て「学生社員」を含むものとする。
  - 3 既納付の経費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。
  - 4 社員は当法人が主催又は委託された諸事業の講師・指導者となることができる。また、当法人が発行する機関誌の優先的頒布を受けることができる。
  - 5 社員は、次の義務を負うものとする。
    - ①規約の尊重
    - ②会費の納入
    - ③児童図書に対する研究及び報告
    - ④当法人の事業への参加

（退社）

- 第11条 社員はいつでも退社届を提出し、退社することができる。ただし、1ヶ月上前までに当法人に対して、予め退社の予告をするものとする。
- 2 前項の場合のほか、社員は次に掲げる事由により退社する。
    - ①総社員の同意
    - ②死亡又は解散

### ③除名

#### (除名)

第12条 社員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の議決権を有する者の賛成をもって、これを除名することができる。

①当法人の定款又は規則に違反したとき。

②当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により社員を除名するときは、前項の社員総会の日から1週間前までに当該社員に対してその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

#### (社員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第13条 社員が第11条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、資格喪失時までに既に発生した未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既に納付した運営経費を返還しない。

#### (社員名簿)

第14条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

## 第3章 社員総会

#### (社員総会)

第15条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は年1回、毎年事業年度終了後3ヶ月以内にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

#### (招集)

第16条 社員総会は、会長が招集するものとする。会長に事故があるときは、予め理事会の定める順序により、他の理事がこれにあたる。

2 社員総会の招集は、理事会の決議による。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに各社員に対して、その通知を発することを要する。

#### (議決の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決

権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって、これを決する。

(議決権)

第18条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、予め理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録する。

#### 第4章 理事、代表理事及び監事

(員数)

第21条 当法人には、理事3名以上20名以内及び監事1名以上3名以内を置く。

(資格)

第22条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第24条 当法人は、理事会の決議により代表理事1名以上を選定する。

- 2 当法人は、理事会の決議により代表理事の中から会長1名を選定し、必要に応じて、副会長、専務理事及び常務理事各若干名を選定できる。

(理事及び監事の報酬)

第25条 理事及び監事の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

## 第5章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に別に定めるもののほか、次に定める職務を行う。

- ①社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- ②理事の職務の執行の監督
- ③代表理事及び役付理事の選定及び解職
- ④前各号に定めるもののほか、その他法令で定める事項その他の重要な業務執行の決定

(招集)

第28条 理事会は会長がこれを招集する。

- 2 会長に事故あるときは、理事会があらかじめ定める順序により、他の理事がこれにあたる。
- 3 理事会を招集するには、会日より3日前までに、理事及び監事に対して、その通知を発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。
- 4 理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(議長)

第29条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長に事故ある場合は、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(決議の方法)

第30条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、そ

の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

(理事会議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名もしくは記名押印または電子署名しなければならない。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の分配の禁止)

第34条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 補則

(委任)

第38条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。

## 第9章 附 則

(最初の事業年度)

第39条 当法人の最初の事業年度は当法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所) (省略)

(主たる事務所の所在場所)

第42条 当法人の主たる事務所の所在場所は、東京都練馬区豊玉北四丁目4番18-105号とする。

(準拠すべき法律)

第43条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令の定めるところによるものとする。

以上、一般社団法人日本子どもの本研究会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。(省略)